

差別の現実から深く学ぶ

～「部落地名総鑑」事件発覚から30年を教訓に～

いのち・愛・人権

「部落地名総鑑」事件とは…

1975年、全国の被差別部落の地名、所在する住所の他、住民の職業までもが一覧にされていた「地名総鑑」を興信所・探偵社が密かに出版し、多くの企業や個人に「極秘資料」として秘密裏に販売し、部落差別を助長していたことが発覚した事件です。

発行の目的

この「地名総鑑」の序文には、「…採用問題と取り組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労される家族の人たちのためにこのたび世情に逆行して本書を制作することに致しました。…」とあり、差別・人権侵害行為にあって、差別的な書きかたがわかりながら書かれていました。この事件を解明する取り組みから、図書の出版目的が主に就職や結婚などに際して、被差別部落出身者を排除・差別するためのものであったことが明らかになりました。また、購入する側にも同じ目的があり、そのことが商いとして成り立つ要因だったのです。

後を絶たない身元調査事件

一昨年、京都で、父親が息子の交際相手の戸籍謄本などを知り合いの司法書士から入手し、被差別部落出身だということを利用して結婚に反対した差別事件が起こりました。また、2001年から04年にかけて、神戸市在住の元行政書士が、戸籍謄本などを不正に取得し興信所に1件3千円で売り渡していたという差別事件も発生しています。このように今もなお、身

元調査に関わる差別事件が後を絶たないのは、なぜでしょうか。

根強い差別意識

これらの事件から学ぶことは、人々の意識の中に部落に対する根強い差別意識があり、それが「部落地名総鑑」を必要とし生み出したということだと思います。そして今もお、私たちの周りには、家柄や世間体を重視して人を採用したり、結婚時における「釣書交換」、「聞き合わせ」などの慣習や不合理な「風習」を認める意識や社会が存在しているということだと思います。こうしたことを理由として私たちは、本人の人間性や性格、能力に関係なく、人を差別してはいないでしょうか。

自分の意識や生き方を問う

私たちの身の回りには、差別を温存・助長する仕組みや意識が存在しています。

まず、私たち自身が家柄や世間体に振り回されていないか、自身が他人をどのように評価しているのか、その時他人を評価する「ものさし」は何であるのかを問い直す必要があるのではないのでしょうか。

私たちの意識や行動を変えることで自分を大切にし、同時に他人を大切にできる、人権が尊重されるまちづくりができるのです。

■問い合わせ先

市役所本庁舎人権推進課
☎(0857) 20-3224

本人確認を

させて

いただきます



本市では、昨年10月から、届出や証明書の交付などの手続きの際、「本人確認」ができる書類を窓口で提示していただいています。

住民異動届、住民票の写し、戸籍謄抄本、戸籍の附票などには、大変重要な個人情報が記載されています。これらの個人情報は不用意な取り扱いをすれば、身元調査などの重大な人権侵害を引き起こす恐れがあります。

身元調査など悪質な事件が発生する中、「本人確認」などをすることにより、なりすましや不正な手続きを防止し、個人情報が流出することのないよう取り組んでいますので、ご理解ください。

問い合わせ先 市役所南庁舎市民課
☎(0857) 20-3492